

## (仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方

資料4

○募集期間 令和5年1月23日(月)から令和5年2月24日(金)

○意見提出者 11人(個人11人、団体0)

※御意見につきましては、原則として原文のとおりとしていますが、読みやすくするため、適宜、表記や送り仮名の修正を行い、用語の誤りや誤字についても修正を行っています。

また、個人情報や誹謗中傷の表現は削除する場合があります。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
1	<p>排雪の時以外の自宅敷地内の積雪を道路に出す迷惑除雪をもっと取り締まって欲しいです。 幹線道路に置けば無料で排雪してもらえると思っているのか雪が降った時に車道に出て除雪している人が多いので車で通っていてとても怖いです。</p> <p>また、自宅近くのT路の交差点の曲がり角の横に自宅前の雪を車道の雪と混ぜて自宅から遠い方の車線に除雪している住人がいて注意しても見ていない時にやるだけで一向に改善されません。先日、警察にも相談したのですが報復が怖くて関われません。</p> <p>道路パトロールカーで巡回している時に注意するか、除雪マナー違反の相談窓口を設けていただけすると冬道の確保に繋がると思います。</p>	<p>敷地内の雪を道路に出す行為については、付近のパトロールの実施や指導などの対応を行っていく考えです。</p> <p>除雪マナーの相談については、国道及び道道を管理する国、北海道など関係機関とも連携して対応していく考えです。</p>
2	<p>自分の都合のために市道の間口部分の雪を人の家の前に雪捨てるんですよね。 どうにかならないものですかね？</p>	<p>市道の除雪作業の際に住宅前の間口に残った雪については市民の皆様に処理をお願いしております。条例の制定により、除雪マナーの向上に向けた啓発活動などを強化していく考えです。</p>
3	<p>2定義(1)市民＝市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者をいう。(3)除排雪事業者＝事業者のうち道路の除排雪を行う者をいう。(5)地域除雪活動＝地域活動団体が行う、生活道路などの雪処理やパトロール、地域の雪押し場の確保などの取組をいう。3市の役割＝雪対策に関する基本理念、基本方針、重点目標を定めた基本的な計画を策定し、総合的・計画的な施策を実施する。(3)市民協働による地域除雪活動への適切な支援に努める。4市民の役割＝(2)地域の雪処理の課題に対し、地域活動団体を通じ、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。5事業者の役割＝(1)自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。(3)市、国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。(5)除排雪事業者は、道路交通法等関係法令に則り、安全で適正な除排雪に努める。6遵守事項(3)市民及び事業者は、敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などの対策により、敷地内の除雪や建築物からの落雪等で近隣住民に迷惑をかけ、又は道路交通、歩行者の通行若しくは河川等の流水に支障を及ぼさないよう努めるものとする。7指導及び勧告(2)上記の指導を受けた者が正当な理由なく指導に応じないと認めるときは、指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。9財政上の措置＝市は、雪対策の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、本骨子案と同様の内容であり、賛同いただいたものと考えております。</p>
4	<p>2定義(2)事業者＝市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。(4)地域活動団体＝旭川まちづくり条例(平成26年旭川市条例第3号)第14条に規定する地域活動団体をいう。3市の役割(2)基本的な計画に基づく施策の実施に当たっては、市民や事業者にその周知を図り、協力が得られるよう努める。(4)雪処理のルールの浸透やマナーの向上を図るために、情報発信その他啓発活動を推進する。4 市民の役割(1)自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において処理するという基本原則のもと、雪処理のルールやマナーを守るよう努める。(3)市、国及び北海道が実施する雪に関する施策等に協力するよう努める。5事業者の役割(2)地域の雪処理の課題に対し、互いに協力し助け合い、地域除雪活動に積極的に参加するよう努める。(4)除排雪事業者は、市、国及び北海道が定める基準に適合した除排雪を行うとともに、除排雪技術の向上に努める。6遵守事項(1)市民及び事業者は、みだりに自らが所有し、又は使用する敷地内の雪を道路に出してはならない。また、河川や水路等(以下「河川等」という。)への投雪により、流水に支障を及ぼしてはならない。(2)市民及び事業者は、冬期において自動車等を道路上に駐車させるときは、違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車が除雪作業の支障とならないよう努めなければならない。7指導及び勧告(1)「6 遵守事項」(1)の規定が守られないことにより、道路交通又は河川等の流水に支障があると認めるときは、その原因となる行為を行った者又はその雪処理に責任がある者に対し、遵守事項を守るよう、又は必要な措置を講ずるよう指導することができる。8関係機関との連携＝市は、この条例の目的を達するため必要と認めるときは、国及び北海道など関係機関と連携し、又は協力を求めるものとする。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、本骨子案と同様の内容であり、賛同いただいたものと考えております。</p>

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
5-1	1 毎年、除雪の記憶が新しい4月にアンケートを「あさひばし」に折り込んで、全世帯を対象とした調査をして下さい。調査内容は、五段階評価など可能な限り数値化すると、回答しやすく、集計も楽だと思います。その結果を市民に公開の上、翌シーズンの業者選定の参考とします。評価が1、2の業者は翌シーズンの指名から外します。昨年は真夏にアンケートを実施ましたが、こんなとぼけたことは金輪際やめてほしい。自らの除雪に自信があればできると思います。	本骨子案については、雪対策の推進に係る理念や施策の方向性等を示すものであり、御意見については、参考意見として承ります。
5-2	2 (仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案についてどのくらいの市民が関心を持ち、承知しているのでしょうか。「あさひばし1月号」には小さく載っていましたが、もっと周知し、意見を求める努力をしないと条例の存在そのものを知らないわけですから何を決めたところで守られません。周知期間を2、3シーズン取り、市民の理解と協力を得られるよう努力をしてください。そうでなければ、ただの時間と労力の無駄遣いです。	雪処理のルールの浸透やマナーの向上、協働して雪対策に取り組むことなど、市民意識を高めていくことが最も重要なものですので、条例の制定を踏まえ一層の啓発活動の強化に努めていく考えです。
5-3	3 私の家の前の市道は、除雪した際の雪を道路わきに積んだままにするため渋滞し、交互通行のようになります。道路から削り取った立った固い雪をせっかく広く開けている出入り口に置いたままにされ、それを片付けるのに一苦労します。出入り口、交差点に雪がうず高く積まれ左右の確認を難しくしています。(仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案の「1 目的」に「雪処理のルールやマナー云々」の記載がありますが、雪処理のルールやマナーを守っていないのは除雪業者のほうだと思います。	本市の市道除雪については、道路種別ごとに除雪管理基準を定めており、除雪作業で削った雪は道路脇などに堆積し、所定の道路幅を確保できない場合には除雪作業を行うこととしています。
5-4	4 私の家の前の歩道は、ある時期を過ぎると除雪車が近くまで来ているにもかかわらず避けるようになります。ですから、第三小学校の前面道路までの約100mの歩道上が除雪されません。私は、歩道をほとんど使用しませんが、小、中、高校生や新聞配達員、通勤、買い物等の一般の人たちのために、スノーダンプ一つ二つ程度の幅に除雪をしています。仕様書や契約書にはどのように記載されているのかわかりませんが、明らかに市民をないがしろにしている行為だと思います。まず、除雪業者を指導すべきだと思います。	歩道の除雪については、中心市街地の道路や、交通量の多い幹線道路、通学児童生徒が多く利用する通学路など歩道出動基準を設け、原則として有効幅員2m以上の一部の歩道を対象とし、中心市街地などを除き片側の歩道除雪を基本として実施しています。基準に則っていない場合には、除雪企業への指導を行います。
5-5	5 生活道路の歩道などは、雪捨て場になっていて、小、中学生など車道を歩いています。大変危険ですから歩道は、きちんと除雪してください。	
5-6	6 近くに公園などがあり、そこに排雪をしても問題のない地域に居住している世帯は、公園の外柵等を壊す恐れがあるわけですから、排雪を禁止して、相当の賠償を要求できる項目を規定すべきです。	公園を雪押し場として使用することについては、遊具等の公園施設の破損、融雪後のごみの散乱、雪解けの遅れなどによる、公園使用への支障の恐れがあるため、町内会等の地域の代表者と使用方法を確認し、一定のルールを定めた覚書を取り交わした際に使用可能としています。
5-7	7 (仮称)旭川市雪対策基本条例骨子案の「7 指導及び勧告」ですが、河川に支障が生ずるのであれば河川管理者、道路交通法違反が疑われるならば警察に「指導及び勧告」を任せるべきです。皆さんの中に車を運転していて、時速50キロ制限の道路を60キロで走行し、また、標識をうっかり見落とした事のある人はいないでしょうか。運転免許証のない人も左側を歩き、他人が見ていないのをいいことに赤信号で道路を横断した事のある人はいないでしょうか。これらは立派な道交法違反です。もし、身に覚えがあるとしたら、自らは法律違反をしておきながら、皆さんの毎日の糧を得るための税金を納めている善良な市民に、どうして「指導や勧告」ができるのでしょうか。三浦綾子さんの「新約聖書入門」の156ページ「イエスをためそうとした律法者たち」のところを是非、読んでみることをお勧めします。	道路や河川の区分に応じ法令等で管理者が定められており、これまで雪出し行為があった場合に状況により、警察等と連携して注意喚起や指導を行っています。骨子案では、法令の罰則規定につなぐ前段の措置として「指導・勧告」の規定を設けています。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
6-1	道路沿いに住む一般家庭や事業所等が、自身の門戸付近に雪山を作ると通行者の迷惑になることを知りながら、注意した者へ「ここ以外に雪を積む場所がないのだから仕方ない。代わりに片付けてくれるのか」等と逆上するケースが多々ある。この街に住むなら、冬に雪が大量に積もることは自明の理であるのだから、今後建築物(家屋・事務所問わず)を建てる際には、駐車スペースと併せて雪を堆積する場所の確保又は処分する機器が設置されていることを建築許可要件にすべき。そうでなければ開き直る住民とその住民に迷惑を蒙る通行者という関係はどうにもならないと思う。	敷地内の雪処理については、処理方法を特定し、何らかの制限や義務付けを課すことはせずに、努力義務規定として定めています。 道路への雪出し行為に対しては、条例の制定を踏まえパトロールの実施や指導に努めるとともに、建設機械による雪出し行為をはじめ交通に著しい支障が生じるなどの場合は、障害の状況や指導等の経過も踏まえ、警察と連携して対応していく考えです。
6-2	また、建築物の取り壊しによって生じる空き地を市が取得して、遊具のない緑地公園とすれば、冬場、その緑地公園は近隣住宅の雪堆積場として機能する。9つの土地の中心部をそのような雪堆積場とすれば、堆積場不足も解消し、道路に雪山ができたり、道路そのものに投雪する者の減少に繋がるのではないか。特に末広・神居等の古くからある住宅街には、大変有効な策だと思う。我が家では、自宅前の道路を半分以上除雪し、雪は緑地公園に運んでいる。生活道路に面する全部の家庭・事業所がこのようにすれば、ガタガタ路面や深いわだちや水たまり等が生じて、通行の妨げになる事態も軽減できるのではないか。	地域の雪押し場の確保については、公園を町内会等の地域の代表者と使用方法を確認し、一定のルールを定めた覚書を取り交わした際に使用可能としているほか、市民・除雪企業・行政で構成される除雪連絡協議会の場で空き地の提供をお願いしており、地元町内会や土地所有者などの御協力をいただいているところです。
6-3	勿論、高齢であったり、身体が不自由等、事情があって除雪ができない家庭もあるとは思うが、それらの家庭への支援を有志や町内会に任せのではなく、市で経費負担をして、NPO 法人に委託する等の方法で対応すべき。大規模な重機での除排雪を望む声は多いと思うが、オペレーター等の担い手不足という事情が改善されることはないだろうと思う。(除雪という不定期かつ突発的に生じる作業を嫌がる者は多い。[しかも早朝や深夜なら尚更])自動運転の重機による除排雪作業も、広い道路なら有効だが、両側に建物がある住宅街では困難なので、NPO 法人等に委託し、小型重機や除雪機で対応するほうが現実的ではないかと思う。	自力又は家族による除雪が困難な高齢者や重度の障がいがある方の住宅で、敷地入口の通路部分に雪を残さないように配慮する制度を設け、道路除雪と一体的に作業を実施しています。このうち対象世帯の一部については、町内会等地域の皆様の御協力をいただいています。 なお敷地内の雪処理は、旭川市社会福祉協議会で福祉除雪サービス事業が実施されています。
7-1	除排雪のルール、マナーについていかねがね何らかの規制が必要を感じていた一人です。 道幅の広い道路は排雪回数も多く、車道に山にして積んでおけば無料で持って行ってくれるので両側の住民が雪を出すため対面通行ができないほど狭くなっている。 住宅地の中通りは道幅も狭く隣・近所の目もあり出せない環境にあり不公平感があり自宅の排雪処理を市の排雪にただ乗りし多くの沿線住民が同じことをしているのを見ると、作業の追加分も無視できない量になっているのではないか。	道路への雪出し行為は、除雪作業の妨げや作業効率の低下につながることから、雪処理に関するルールの浸透やマナーの向上は、快適な生活環境を確保する上で非常に重要な課題であり、啓発活動を強化していく考えです。
7-2	またバス通りなど幹線に面した歩道は通勤・通学路を確保するため沿道住民や町内会等に協力を要請してはどうでしょうか。作業性や雪の捨て場所の問題のある場所は踏み固めでもよいと思います。アメリカやカナダでは沿線住民に歩道の除雪を義務付けているようです。	御意見については参考意見として承ります。
7-3	“ルールやマナーを守るよう努める”とあるが周囲の目を気にすることなく意に介さない人格の人間には効果は薄く従来と同じ行動をする人は必ず居る。必要に応じて個別指導も効果があるのでないでしょうか。 一度でも指導・勧告があれば自重するものと考えます。 ある程度の強制力やペナルティーを合わせて制定することも必要ではないでしょうか。実効性のある条例となる様運用・実施することを望みます。	道路への雪出し行為については、道路交通法等法令に罰則規定があり、骨子案では、法令につなぐ前段の措置として「指導・勧告」の規定を設けています。雪出し行為へのパトロールの実施や指導に努めるとともに、建設機械による雪出し行為をはじめ交通に著しい支障が生じるなどの場合は、障害の状況や指導等の経過も踏まえ、警察と連携して対応していく考えです。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
8	<p>除雪において、とてもマナーが悪い除雪の仕方をしている家がとても多いなと感じます。自分さえ良ければいいのか、自分の家の雪を人の家に押し付けたり道路がものすごく狭くなるほど家の雪を寄せたり…</p> <p>しかし、旭川の雪の量は他の地域(日本全国)で見てもかなり多く、そして各家庭や事業所がこの雪により労働時間が削られ、本来ならこの時間働いて稼ぐことができる(もしくは休養できる)時間を雪に費やして生活しています。</p> <p>だから、旭川の人の大半は決して除排雪にこれ以上のお金と労働力をかけていけるわけではないと感じています(市役所もそうかもしれません)。</p> <p>事業所もそうです。大手の企業はできるかもしれません、小さな事業所は毎日除雪をして年に1、2回排雪するだけでもかなりの出費と労働力で毎日疲弊しています。なので、少しくらいは道路脇(邪魔にならない程度なら)に捨てさせて欲しいと思うのは本心です。</p> <p>このまま、雪にお金と労働力をもっと費やさなきゃならないとなると今でも大変なのに(旭川を出たいと思ってしまうことも多々ある)</p> <p>住み続けられるまちづくり(SDGs)にはほど遠いなと思っています。</p> <p>地下水を使ってできる融雪層の助成や空家、空地を雪捨て場にするなど市民や事業所にできるだけ負担の少ない除雪方法を推進して頂けたらなと思います。</p>	<p>道路への雪出しについては、法令で禁止されている行為であり、町内会を通じたチラシの回覧や、市民協働による除雪パトロールなどルールの浸透やマナー向上に向けた取組を実施するとともに、条例の制定を踏まえ一層の啓発活動の強化に努め、交通に著しい支障が生じるなどの場合は、障害の状況や指導等の経過も踏まえ、警察と連携して対応していく考えです。</p> <p>除雪に係る支援制度としては、住宅の融雪施設の設置補助、公園等地域の雪押し場の確保などの取組を推進していく考えです。</p>
9	<p>1)自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において処理するという基本原則</p> <p>ほとんどの家などは道路や歩道に敷地が面しており、しかも所有する敷地内には雪を堆積しておく広い敷地を有する家はほとんど無い。ニュースなどで大雪が降った時は道路脇に雪を積んでいる映像が放映されるが仕方ないと思う。</p> <p>従って、自らの責任と負担において処理すると言う基本原則や理念は分かるが現実的ではなく、この条文には反対である。</p> <p>この条例が施行されると近隣住民との間で道路脇に雪を出したなどのトラブルが発生するのは明らかである。</p>	<p>道路への雪出しについては、法令で禁止されている行為であり、町内会を通じたチラシの回覧や、市民協働による除雪パトロールなどルールの浸透やマナー向上に向けた取組の実施、住宅の融雪施設の設置補助を推進するとともに、条例の制定を踏まえ一層の啓発活動の強化に努め、交通に著しい支障が生じるなどの場合は、障害の状況や指導等の経過も踏まえ、警察と連携して対応していく考えです。</p>
10-1	<p>本条例が制定されることに賛同すると共に持続可能な対策として効果的に運用できることを期待する。本条例の制定に当たり、以下に提言を記す。</p> <p>参考資料には、旭川地区トラック協会会員のダンプトラック運転者の年齢構成を示す。アンケート調査は令和4年12月時点とし、42社より回答を得た。旭川支部(旭川市とその周辺町)の平均年齢が57歳に達した。一方、20歳代と30歳代は合わせて38人と若年層が少ないことがわかる。</p> <p>最近、マスメディアで情報発信されている2024年問題では、労働時間の制約が出てくる。運転者が高齢化し、労働時間が長いことから脳と心臓疾患による病氣に起因する事故が増加している。そのため、厚生労働省は労働時間を制限する新改善基準を令和6年4月1日より適用するとしている。厚生労働省HP参照されたい。</p> <p>令和6年度シーズンの排雪運搬は、新改善基準が適用される。</p> <p>これまで、承知の通り、市民の自宅から道路脇に排出された雪処理は実質的には、企業負担になっていることは明白であると言える。</p> <p>その結果、各除雪業者の負担を強いられる結果となっている。各町内会では、一部ではあるが、町内会費の一部を負担して業者に雪対策を委託しているところも見られるが、多くはない。札幌市はパートナーシップ除雪排雪を運用している。</p> <p>旭川市は、先進的都市の事例を参考とし、市民の役割と市民の意識を向上させるための対策と運用について産学官で更に研究を進めてほしい。</p>	<p>道路排雪業務に係る費用については、作業実績により費用を支出していることから、企業負担はないと考えます。</p> <p>パートナーシップ排雪については、札幌市が排雪作業を実施しない生活道路を対象に、地域と市の双方が費用を負担し、年1回排雪を実施する制度であり、全額公費負担をしている本市とは状況が異なるものではありますが、効率的かつ効果的な除排雪業務に向け、他都市の事例の確認など検討を進めるとともに、条例の制定を踏まえ、市、市民、事業者各々の役割や、ルール、マナーへの意識向上などの周知強化に取り組んでいきます。</p>
10-2	<p>運転者の人材確保は、少子高齢化の時代に入り、大変困難なものとなっており、休日の確保と労働時間を短くしない限り解決できない課題である。</p> <p>市民の除雪排雪を効率良く進めるためには、小規模事業者を参入させる仕組み作り、例として、登録制として公表し市民が利用しやすいようにしてほしい。</p> <p>ここで言う小規模事業者(自社ショベルと自社ダンプ車)とは、運送業の許可を持たない事業者である。</p> <p>現在の企業体と登録された小規模事業者で雪対策を進めることで、幹線道路の雪対策の速度を上げることが可能となり、通勤時間帯の渋滞解消につながると考える。</p>	<p>持続可能な除排雪体制の確保に向け、除排雪業務における担い手の減少や高齢化への対策は重要な課題であり、運転免許の取得費用の支援など人材の確保・育成に向け取組を進めているところです。御意見の内容は参考意見として承ります。</p>
10-3	<p>次に、例として、雪対策室のホームページ等で運搬された排雪量を公表してもらいたい。旭川市雪対策基本計画書には、過去のデータが示されているが、シーズン終了後には膨大なデータを集計し公表してもらいたい。設計値と実績値など各雪堆積場毎など検討してもらいたい。ダンプカウンターを採用し定着していることから、排雪量の把握は精度が高くなっているものと考える。</p> <p>言葉不足なところがあろう思いますが、宜しくご検討の程お願い申し上げます。</p>	<p>除雪車の走行経路や生活道路の排雪計画のホームページでの公開、作業状況のSNS発信など雪対策における情報発信の取組を進めており、御意見の内容は参考意見として承ります。</p>

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
11-1	<p>1 条例制定の背景      まず、記されている背景について記しますが、1回の搔分除雪距離2千KM以上      排雪量800万m<sup>3</sup>に対応すべく機械人員が入札時の機械の保有台数を市が入札参加資格指定されているのではないですか      入札参加資格を照合しているのではないのか 入札参加資格の照合はないのですか      道路への雪出と記されて降りますが自宅用地より搔分けされた道路まで搔分けた雪であります      市民は自分の土地の積もった踏みつけながら又融雪機設置それでも足りないとときは業者に排雪依頼しております      自分の堆積場所確保には広い土地には固定資産税は3倍の税金が取られており      通路として搔分けする雪の置き場所は年2回の排雪1回であり1回は以前の半分である 市有地道路として所有している責任がある</p> <p>2 条例の概要      各々の役割を共同とせず管理すべく者を明確にしてください      市の土地に積もった雪の処理をお願いします 早2月も過ぎようとしております      3月中に排雪してどうなりますか条例に記載ください      道路の雪であり雪出しになりますか      市議会で議論し市からの答弁を議事録に残してください</p> <p>3 施行時期      施行時期まで半年あります 市民委員会は市の御用聞きであり市民の為の意見を聞いた事はありません</p>	<p>除雪機械の台数については、除雪業務の発注時の仕様書等に除雪機械の必要台数を含めるとともに、業務の履行に必要な事項を定めています。</p> <p>条例の概要の御意見については、市、市民、事業者の役割を明確化した上で協働して課題解決に取り組むため条例を制定しようとするもので、雪対策の推進に係る理念や施策の方向性等を示すものとして、排雪作業など具体的な施策は実行計画等にて定めることとなります。</p> <p>なお、道路上の雪の移動は雪出し行為には該当せず、市議会での会議録(議事録)は市議会のホームページで公開されております。</p> <p>施行時期については、令和5年度秋頃を予定しています。</p>
11-2	<p>1 目的      【冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする】      寄与することでなく 確保することが目的であり 以下3~5に述べる</p> <p>2 定義      (3) 除排雪事業者      除排雪事業者とは事業者ではありません市民より道路として市民より預かり道路として管理している旭川市が管理者である</p> <p>3 市の役割      (1) 市有地として所有している道路用地の除雪は市の責任と負担において処理するものです</p> <p>4 市民の役割      (1)自ら所有し、又は使用する敷地内の雪は堆積所とし用地確保      所定面積以上の固定資産税3倍 又は融雪機設置等)自らの負担で処理している</p> <p>5 事業者の役割      (1) 自らが所有し、又は使用する敷地内の雪は、自らの責任と負担において処理するという基本原則と記されておりますので      市道は市 国道 道道は国 北海道が基本原則である分かりますか</p>	<p>冬期の生活環境は雪対策のみにより確保されるものではないため、寄与するとの表現が適当と考えます。</p> <p>市内の道路のうち、国道は国、道道は北海道、市道は旭川市が道路管理者として道路を管理し各々除排雪の基準を設けて道路除雪業務を発注しており、業務を受託した除排雪事業者が作業を実施しています。</p>
11-3	<p>6 遵守事項      (1) 使用する排雪された道路までの間に市所有地があり搔き分けているが雪の搔き分けをしなければ道路に出られない      これが雪だしがあれば除雪してください 雪の搔き分けても、排雪悪く堆積する場所がない</p> <p>(2) 市有地に駐停車は法により処罰ください</p> <p>(3) 建設物からの落雪は建物の建設許可は市が許可したと思われます 許可した市が責任を持って処理されたい</p>	<p>敷地への出入り等のために道路上の雪を移動することは、雪出し行為には当たりません。</p> <p>道路への駐停車については、道路交通法や自動車の保管場所の確保に関する法律に禁止行為や罰則が定められていますが、違法駐車に該当しない場合でも除排雪作業の支障となることもあることから努力義務規定を定めています。</p>
11-4	<p>7 指導及び勧告      市の所有の道路敷は市が管理しているもので安全の確保は市の使命であり市民の安全確保は市が責任を持って行い協同なぞない法に違反のものは速勧告し法に照らして処分してください。      処分を行わず事故あるときは市が管理を怠った責任は取ってください</p>	<p>建築物からの落雪については、旭川市建築基準法施行条例において建築物の所有者等に落雪防止措置を講じることを求めていることから、敷地内から道路に落雪した場合には建物の所有者の責任において処理することとなります。</p>
11-5	<p>9 財政上の措置      市は当然雪対策費の確保は当然であり市所有の道路用地の管理は全て事故等あれば管理している市の責任があり事故の責任は全て市の責任である事を記載で終わりにします</p>	<p>道路の安全確保に関しては、道路が通常有すべき安全性が確保されていたかどうかで道路管理者の責任が判断されるものです。</p>